

詳しくは、農林水産課・各支所産業課の窓口でご確認ください。

	新規狩猟免許取得申請手数料	銃所持許可手数料
①対象者	市内に住所を有し、新たに狩猟免許（わな猟免許、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許に限る。）を取得する者（農業者又は有害鳥獣の駆除活動に従事する者若しくは従事する見込みの者に限る。）	市内に住所を有し、 令和5年度 以降新たに銃（装薬銃又は空気銃に限る。）の所持許可を受け、補助金の交付申請を行う年度において当該年度の狩猟開始日前に岡山県の狩猟者登録（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許によるものに限る。）を受けた者（有害鳥獣の駆除活動に従事する者又は従事する見込みの者に限る。）
②補助対象となる費用	●新規狩猟免許取得費用の1/2 ・ 狩猟免許申請手数料 ・ 初心者講習会受講料	●新規の銃所持許可取得費用の1/2 ・ 初心者講習会 ・ 教習資格認定手数料 ・ 鉄砲所持許可申請手数料 ・ 火薬の譲受許可申請手数料
③準備物	・ 狩猟免許状 ・ 初心者講習会の領収書 ・ 印鑑 ・ 振込先の通帳	・ 銃の所持許可証 ・ 狩猟者登録証 ・ 初心者講習会及びその他手数料の支払いがわかる領収書 ・ 印鑑 ・ 振込先の通帳
④申請の時期	狩猟免許取得後 に上記の準備物を持参し、交付申請	狩猟登録後 に上記の準備物を持参し、交付申請